

橋本市福祉収集 について

ごみ出しにお困りの方に下記のごみ出し支援を行います

1 要介護認定等世帯（高齢者や障がいのある方）

市内に住所を有し、親族やご近所からのごみ出し支援を見込めない在宅生活者で、下記のいずれかに該当する方のみで構成された世帯が対象です。

- (1) 介護保険の認定区分が「要介護度1～5」の方
- (2) 身体障がい者手帳の交付を受け、等級が「1級」または「2級」の方
- (3) 精神障がい者保健福祉手帳の交付を受け、等級が「1級」の方
- (4) 療育手帳の交付を受け、障がいの程度が「A」の方
- (5) 上記(1)～(4)の方と、要支援「1, 2」の方または橋本市総合事業対象者の認定を受けられている方のみが同居する世帯

収集対象ごみ

可燃ごみ、プラマークごみ(その他プラ製容器包装)、ペットボトル、埋立ごみ、破碎選別ごみ、食品用ビン類、有害危険ごみ、廃食用油、古紙類、古布、アルミ缶、スチール缶

分別は、通常のごみ収集と同様に指定袋のあるものは指定袋に入れて出し、指定袋のないものは、分別ごとに中身が見える袋に入れて出してください。

安否確認方法

- ☑ごみが排出されていること、声かけに対する返事があること、その他収集不要等の意思表示が確認できることのいずれかの方法により安否を確認します。
- ☑ごみ出しが確認できず、声かけに反応がない場合は、緊急連絡先に連絡します。

こんにちは！



2 紙おむつ利用世帯 ※安否確認は、行いません。

高齢者や要介護者及び乳幼児など紙おむつを使用する方がいる世帯が対象です。なお、病院や老人ホームなど施設に入所する方や可燃ごみ週2回収集が継続となる中高層マンションの居住者は除きます。

収集対象ごみ

汚物を取り除いた紙おむつ類（紙おむつ、紙パンツ、尿取りパッド、お尻拭き）
※市指定の可燃ごみ指定袋に入れて出してください。

3 共通要件

収集方法

- ・週1回、戸別収集

※午前8時までに出してください。

※収集曜日は、決定通知書にてお知らせします。



ごみの出し方

- ・玄関先等面談時に決めた排出場所に出してください。



受付から収集までの流れ

要件などについて確認します

1 受付・申し込み

※本人以外の代理申請可能
(親族・ケアマネジャーなど)

申込方法

- ①生活環境課の窓口またはホームページから、申請書を入手し、必要事項を記入してください。
- ② 申請書、資格証明書類（介護保険証、障がい者手帳、総合事業対象者確認通知書など）の写しを生活環境課へ提出してください。
※集合住宅の居住者は管理会社等の承諾書が別途必要です。



提出先 橋本市 総務部 生活環境課（市役所1階 ⑤番窓口）
電話 : 0736-33-3702

審査を行います

2 審査

- ・福祉収集実施の可否について、審査を行います。
- ・審査の結果については、郵送で通知書を送付します。



収集をはじめます

3 収集開始（決められた曜日、場所に出してください）

4 変更・休止などの連絡

- ・以下のような変更等がある場合、生活環境課へ**直ちにご連絡ください**。
 - 福祉収集の変更（引っ越しなどによる住所変更など）
 - 福祉収集の休止（一時的な入院、旅行など）
 - 福祉収集の再開（休止中の再開など）
 - 福祉収集の廃止（他市への転出、利用者の死亡など）

お問い合わせ 橋本市 総務部 生活環境課

電話 : 0736-33-3702